リーフレット③
2025年4月改正

標準負担額減額認定証

診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

標準負担額減額認定証

標準負担額減額認定証を申請し、医療機関窓口に提示することで、入院時食事療養費の自己負担が減額される制度です

【自己負担限度額】

自己負担額		一般病床	食事代（1食あたり）
一般（低所得Ⅰ、Ⅱ以外の方）		510円	
低所得Ⅱ	90日以内の入院（過去1年間入院日数）	240円	
低所得Ⅱ	90日を超える入院（過去1年間入院日数）	190円	
低所得者Ⅰ	下記以外	110円	
低所得者Ⅰ	老齢基礎年金受給者	110円	

※「低所得Ⅱ」･･･世帯全員が住民税非課税である方
「低所得Ⅰ」･･･世帯全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の方

【対象者】
住民税非課税の方

【手続き方法】
食事療養費標準負担額減額申請書に、市町村民税非課税証明書と印鑑を添えて、保険者に申請し、認められれば、交付されます
入院日数が90日を超える場合は、さらに入院期間を証明するもの（病院の領収書のコピー等）が必要になります

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となります

【注意事項】
標準負担減額認定証は申請月からの利用となり、遡っての減額申請、払い戻しはできません
原爆被害者医療、生活保護、労災保険で治療を受けている方は入院時食事療養費の自己負担はありません
入院時食事療養費の小児慢性特定疾病は半額助成です

当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193